

☆ 聴覚障がいのある子どもの理解のために

聴覚障がいを理解するために、基本的な事項について、「障害のある子供の教育支援の手引」を参考にまとめてみました。



「聴覚障がい」とは

聴覚障害とは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。聴覚障がいの状態（聴覚障害の程度や聞こえ方、言語発達の状態）は、一人一人異なっている。



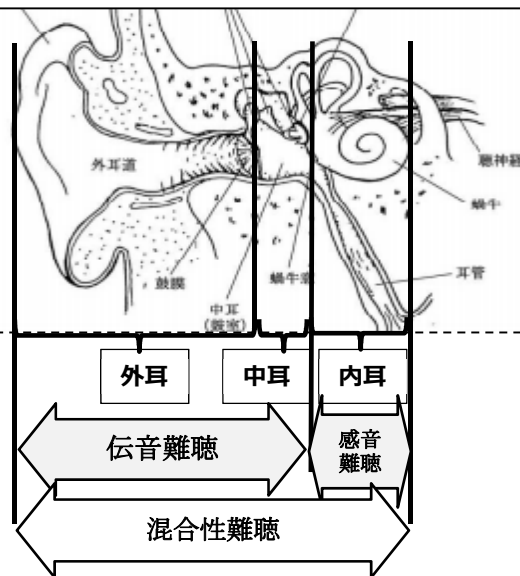
聴覚障がいの子どもの教育では、早期発見と早期からの教育的対応が極めて重要となります。早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の子どもの自立や社会参加に大きな影響があります。

<主な障がいの分類>

聴覚器官は、**外耳、中耳、内耳、聴覚伝導路、聴覚中枢**からなっている。これらは、外界にある**音の振動を受け止め、これを内耳の感覚細胞まで送り込む作業をしている伝音部分**と、送り込まれた**音の振動を感覚細胞で感じ、神経興奮（インパルス）に換え、脳幹の神経伝導路を通過して大脳の聴皮質に送る感音部分**に大別される。

図：「聴覚器官」

(障害のある子供の教育支援の手引より引用)



<障がい部位による分類>

聴覚器官のどの部位に原因があるかによって、**伝音難聴**と**感音難聴**に分けられる。また、感音難聴を末梢神経性（迷路性又は内耳性）難聴と中枢神経性（後迷路性）難聴に分けることもある。伝音難聴と感音難聴が併存するものを**混合性難聴**という。

一般に伝音難聴では、音が小さく聞こえるだけであるが、感音難聴では、音がひずんで聞こえるために言葉の音の明瞭度が著しく低下することが多い。

【障がいの程度による分類】

障がいの程度には、かすかな音や言葉を聞き取るのに不自由を感じるが日常生活には、ほとんど支障のないものから、身近にあるいろいろな音や言葉が全く聞こえないものまであり、その程度によって軽度難聴、中等度難聴、高度難聴及び最重度難聴に分けられます。障がいの程度を示す基準は、オーディオメータで測定した聴力レベル（dB：デシベル）で示され、正常聴力レベルは、正常音が聞き取れる最小の音圧で、オーディオメータの25 dB以下に当たります。

* 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月）P89～



【環境音や音声の大きさ】	(単位 dB)
深夜の郊外、ささやき声	0~20
静かな事務所、静かな(普通の)会話	30~50
静かな車の中	60
騒がしい事務所、大声の会話	70
セミの声	80
叫び声	90
電車の通るガード下、30cmの近くの叫び声	100
自動車の警笛	110
ジェット機の騒音、30cmの近くのサイレン	120

保護者から、「聴力は、80dBくらいです。」と聞いたら、「やっとせみの声の有無が聞こえる聴カレベル」など私たちがイメージできることは支援につながります。ただし、音や音声を感じ取る力(音の検出)と、音を聞き分ける力(音の弁別)、音の意味を理解する力は別です。また聞こえ方もさまざまです。

相手の話し方や騒音の有無などにも影響される聞こえ方
 聴覚障がいのある子どもの聞こえや話の理解は、聴カレベルや補聴器装用域値などの値だけで決定されるものではなく、相手の話し方や騒音の有無などにも影響されます。



【補聴器と人工内耳の違いが分からないのですが…】

補聴器は外からの音を増幅させる機器で、人工内耳は、内耳に埋め込んだ電極により、神経に直接音の電気信号を送る機器です。

補聴器

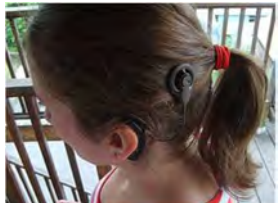
「補聴器」とは、音を増幅して話声の聴取を援助する機能を備えた携帯型の医療機器で、通常マイクロホン、電子回路、イヤホンで構成されています。外観上から、ポケット型、耳掛け型、RIC型、耳あな型、眼鏡型などに分類されます。

個々の聴カの状態に応じて補聴器の調整を行うことをフィッティングといい、適切なフィッティングを行うことは補聴器装用を行うための必要条件です。

人工内耳

「人工内耳」は、現在世界で普及している人工臓器の一つで、難聴があつて補聴器での装用効果が不十分である際に手術の適応となり得ます。一般的には、人工内耳を装用した状態で、20~40dB程度の装用域値が得られる場合が多いです。

人工内耳では手術で蝸牛に電極を埋め込むプロセスと、外部装置を調整して装用するプロセスが必要となり、手術前後には、医療機関、特別支援学校、療育機関、両親や家族の支援が重要です。



補聴援助機器について

補聴援助機器を用いれば、2.4GHz帯の無線通信を用いることによって、騒音や距離の影響を受けることなく補聴器や人工内耳に音や音声の情報を送ることができます。外部からの雑音が多い教室でも視聴覚教材の音源を無線通信で直接聴いたり、楽器音が響いている中でもマイクを経由して口頭指示を伝えたりすることができます。

☆ 聴覚障がいのある子どもの教育的ニーズの整理① ～障がいの状態等の把握～

聴覚障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『①障がいの状態等の把握』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



ア 医学的側面からの把握

障がいに関する基礎的な情報の把握

把握する事項	留意点等
a 既往・生育歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生週数 ・ 出生時体重 ・ 出生時の状態 ・ 保育器の使用 ・ 障がいの発見及び確定診断の時期 ・ 治療歴及び予後
b 聴覚障がいの状態や聞こえの発達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断名 (感音難聴・混合性難聴・伝音難聴) ・ 聴覚疾患発病の時期・失聴時期 ・ 聴覚障がいに合併しうる他の障がい (視覚障がい・知的障がい・運動発達障がい等) ・ 合併疾患名 ・ 両耳の聴力レベル・補聴器・人工内耳装用下での聴取能 (装用下聴力) ・ 聞こえの状態 (標準聴力検査、遊戯聴力検査、語音聴力検査など) ・ 聞こえの発達
c 現在使用中の補装具等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補聴器や人工内耳の使用状況 (補聴器・人工内耳なし/両耳・片耳) ・ 補聴援助機器の使用状況 (補聴援助機器の種類/使用場面)

【観察について】

聴覚障がいのある子供は、周囲の物や出来事など視覚を活用して把握したり、相手の表情や動作を手掛かりに話を理解したりしていることが多いため、遊具を用いた遊びや物のやり取りができるプレイルームのような所で観察することが望ましい。この場合、遊びの中で音や音声に対する反応や言葉の理解と表出、人との関わりなどの側面を観察する必要がある。また、同席している保護者との関わり様子も重要な情報となる。ただし、慣れない相手とコミュニケーションをすることに不安を感じている場合は、保護者が日頃子供を観察している点や保護者と子供との関わり様子などを聴取することで把握することも考えられる。

【医療機関からの情報の把握について】

現在の医療機関をはじめ、これまでにかかっていた専門の医療機関がある場合には、その間の診断や検査結果、それに基づく補聴器や人工内耳の調整など、医学的所見を把握することが重要である。また、病院で言語聴覚士による訓練等を受けている場合もあるため、聴力の発達に関する評価結果、聞こえ方を補う様々な工夫、関係機関との連携などの内容も重要な情報となる。

イ 心理学的、教育的側面からの把握

(ア) 発達の状態等に関すること	
把握する事項	留意点等
a 身体の健康と安全	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠、覚醒、食事、排せつ等の生活のリズム ・健康状態について
b 保有する聴覚の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器や人工内耳等の装用習慣 ・補聴援助機器の活用 ・音や音声の聴取や理解などについて
c 基本的な生活習慣の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排せつ、衣服の着脱等の基本的な生活習慣に関する自立の程度
d 運動能力	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行や階段の上り下り、跳躍 ・粗大運動の状態、微細運動の状態 ・道具・遊具等の使用状況 <p style="text-align: right;">等</p>
e 意思の相互伝達能力	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉による事柄の理解や表出、コミュニケーションの方法 (音声、読話、キュード・スピーチ、手話、指文字など) ・補助手段としての身振り、絵カードなどの必要性 ・家庭での意思の疎通の状態 <p style="text-align: right;">等</p>
f 感覚機能の発達	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する視覚、聴覚等の感覚の活用の仕方 ・目と手の協応動作 ・図と地の知覚 ・空間における上下、前後、左右などの位置関係等の状態 <p style="text-align: right;">等</p>
g 知能の発達	<ul style="list-style-type: none"> ・ものの機能や属性、色・形・大きさを弁別するための概念 ・空間の概念、時間の概念、言葉の概念、数量の概念 <p style="text-align: right;">等</p>
h 情緒の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・多動や自傷などの行動が見られるか。 ・集中力はどうか。 <p style="text-align: right;">等</p>
i 社会性の発達	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びや対人関係 ・これまでの社会生活の経験 ・事物等への興味や関心などの状態 <p style="text-align: right;">等</p>
(イ) 本人の障がいの状態等に関すること	
a 障がいの理解	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の障がいに気付き、障がいを受け止めているか。 ・自分のできないことやできることについての認識をもっているか。 ・自分の行動について、自分なりの自己評価ができるか。 ・自分のできないことに関して、先生や友達の援助を適切に求めることができるか。 <p style="text-align: right;">等</p>
b 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいによる学習上又は生活上の困難を克服しようとする意欲をもっているか。 ・障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、自分から相手に話の内容を確かめたり、自分の話が相手に伝わったか様子を見たりするなどの態度を身に付け、行動しようとしているか。 ・補聴援助機器のマイクを話し手である大人に渡したり、写真や絵などを使ったりするなど補助的手段を使おうとしているか。
c 自立への意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・行動する際、教師や友達のすることに注目するなど、自分で周囲の状況を把握しようとしているか。 ・教師や友達のすることなど周囲の状況を手掛かりにして、安全のためのルールや約束を理解し守ることができるか。 ・できることは、自分でやろうとする意欲があるか。 <p style="text-align: right;">等</p>

<p>d 対人関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用的なコミュニケーションが可能であるか。 ・協調性があり、友達と仲良くできるか。 ・集団に積極的に参加することができるか。 ・集団生活の中で、一定の役割を果たすことができるか。 等
<p>e 学習意欲や学習に対する取組の姿勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の態度（着席行動、傾聴態度）が身に付いているか。 ・学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか。 ・読み・書きなどの技能や速度はどうか。 等
<p>(ウ) 諸検査等の実施及び留意点</p>	
<p>a 個別式検査の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聞こえに関する検査 ・言語発達やコミュニケーションなどに関する検査 ・知能検査 ・発達検査 等 <p>慣れない相手とのコミュニケーションや音声による指示理解や表出に困難があること、視覚を通して周囲の状況を把握することに配慮して検査を行う必要がある。</p>
<p>b 発達検査等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査者が子供の様子を観察し、発達の段階を明らかにする。 ・保護者又は子供の状態を日常的に観察している認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等の担当者に記入してもらう。 ・社会性の発達等については、社会性の発達検査等を利用する。 (発達検査等の結果の評価に当たっては、言語理解及び表出面での遅れがあることにも十分考慮し、子供の発達の全体像を概括的に把握するようとどめておくことが必要である。)
<p>c 検査実施上の工夫等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・音声の聞き取りにくさが結果に影響を及ぼし、低い結果になることが多い。言語性の検査と併せて、例えば絵や動作などで指示したり、動作や指さしなどで回答を求めたりする非言語性の検査を行うことが望ましい。 <ol style="list-style-type: none"> ①補聴システムの活用により音声の聞き取りをしやすくする工夫 ②音声による指示を文字で伝えるなど代替による指示や伝達の工夫 ③障がいの状態や程度を考慮した検査時間の延長 ④検査者による補助（被検者の要請によって、検査を部分的に助ける）というような方法が考えられる。
<p>d 検査結果の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査で得られた数値を評価結果として使用する場合には、検査の下位項目ごとにその内容を十分に分析し、構造的に見て評価する。
<p>e 行動観察について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行動観察は、子供の行動全般にわたって継続的に行うことが望ましい。
<p>(工) 認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握</p>	
<p>集団生活に向けた情報成長過程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの中での友達との関わりや興味や関心、社会性の発達など

☆ 聴覚障がいのある子どもの教育的ニーズの整理② ～特別な指導内容～

聴覚障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『②特別な指導内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



聴覚障がいのある子どもに対する特別な指導内容

* 下線、太字は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記 (以下同様)

ア 就学前

聴覚の発達は、新生児期から急速に進み、これに伴い言葉等の発達も促されることから、早期からの教育が極めて重要である。

(ア) 聴覚の活用に関すること

子供の保有する聴力の程度に応じて、補聴器や人工内耳等を活用して音や音声を聞く態度を身に付けるようにすることが必要である。また、遊びや生活の中で補聴器や人工内耳等の装用に慣れ、音や音声と具体的な事物や出来事とを結び付けながら音の存在に気付いたり、弁別したり、音の意味を理解したりすることが必要である。

(イ) 言葉の習得と概念の形成に関すること

言葉の習得には、その背景となるイメージ等の概念の形成が大切である。このため、遊びや生活を通して、保有する聴覚や視覚的な情報などを活用しながら言葉の習得と概念の形成を図る指導が必要である。補聴器や人工内耳等を装用して、発話できるようになった場合においても、文の理解や表出、抽象的な意味の語彙の理解など、言葉の発達の諸側面に関する評価に基づく計画的な指導が必要である。

(ウ) 言葉を用いて人との関わりを深めたり、知識を広げたりする態度や習慣に関すること

言葉の習得は、単に名称を理解することだけでなく、人との関わりを深めることや、知識の習得や思考力の伸長などにつながるため、子供の発達の程度に応じた段階的な言葉の指導が必要である。人との関わりについては、子供の実態に応じて、言葉や視覚的な情報など様々な方法によって心の通い合いを図り、コミュニケーションや人との関わりに対する意欲や態度を育む必要がある。これは、その後の言葉や社会性の発達の基礎として特に大切なことである。

(ア)～(ウ)で述べた特別な指導内容が十分に習得されなければ、聴覚障がいの状態等が比較的に軽い場合であっても言葉を始めとする他の発達の諸側面に二次的な影響を及ぼしてしまうことがある。

特別な指導内容を、例えば、語彙や文法といった指導内容の要素のみを取り上げて教えたり、覚えさせたりするのは、乳幼児期の発達の特性にそわない場合がある。このため、子供が興味や関心をもって取り組める体験を用意したり、言葉を用いる必然性のある自然な場面を設定したり、教師がモデルとなる発話や行動をしてみせたりするといった人的・物的な環境の構成が必要である。

イ 義務教育段階

(ア) 自分の障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること

聴覚障がいのある子供の音の聞こえや話の理解は、聴力レベルや補聴器装用域値などの値だけで決定されるものではなく、相手の話し方や騒音の有無などにも影響される。このため、聴覚障がいのある子供の発達段階に合わせて、どのような音や声が聞こえるか、あるいは聞き取れないのか、時と場合によって聞こえたり聞こえなかったりするといった聴覚障がいの特性を理解するための指導が必要である。

このような障がいの特性の理解に基づき、自分が聞き取ったり、理解したりすることができるよう、例えば、周囲が騒々しいため補聴援助機器のマイクを装着してほしいことを話者に伝えたり、要点を筆談してもらうよう求めたりするなど、生活環境の調整に関する指導も必要である。

(イ) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

自分自身の聞こえにくさによって、人と関わる際にどのような困難が生じるのかや、新しい体験をする際にどのように行動したり、周囲に働きかけたりするとよいのかを考えたり、体験したりすることを通して、積極的に問題解決に向かう意欲を育てる指導が必要である。

(ウ) 他者の意図や感情を理解することや集団への参加に関すること

相手の言動や起こった出来事などに至るまでの状況の経緯を振り返りながら順序立てて考えるなど、出来事の流れに基づいて相手の意図や感情などを判断することを指導する必要がある。

会話の背景を想像したり、実際の場面を活用したりして、ルールや常識の意味を理解したり、自分のとるべき行動や相手に与える印象を考えたりする指導が必要である。

(エ) 保有する聴覚の活用やその補助及び代行手段の活用に関すること

保有する聴覚を最大限活用するよう、様々な音や音声を聴取したり、聴取した音の意味を理解したりして、音や音声に対するイメージを豊かにするなどの指導が必要である。その際、補聴器や人工内耳を装着していても、音や音声を完全に聞き取れるわけではないため、例えば、補聴援助機器を活用して聞き取りやすくするといった補助手段の活用に関する指導も必要である。また、聴覚の活用に加えて振動を通して音の大小やリズムを感じとるなど代行手段の活用に関する指導も大切である。

(オ) 意思の疎通を図るための言語の受容と表出に関すること

意思の疎通を図るためには、意思を表現したり、受け止めたりする方法をもつことが必要である。このため、子供の聴覚障がいの状態等に応じて、保有する聴覚や視覚を活用すること、言葉を構成する音節や音韻の構造や文字に関する知識等を用いて受け止めた内容を理解すること、言葉が使われている状況と言葉の意味とを一致させて伝えることなどを指導する必要がある。

(カ) 生活や学習に必要な言語概念の形成や言語による思考力の伸長に関すること

事物については名称に加えて形状や用途などの属性を取り扱うなど言語概念の形成を図る指導が必要である。また、発達の段階に応じた語彙の拡充、助詞や動詞の活用など文法体系を身に付けるための指導も必要である。また、生活や学習での思考や判断を支えるのも言語の重要な役割である。このため、出来事の原因と結果、人物の行動とその理由などを表現するといった言語による思考力を伸長するための指導も重要である。

(キ) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

コミュニケーションを適切かつ円滑に行うため、どのような手段を用いるかは、それを用いる子供の障がいの状態や発達の段階等とそれぞれの手段のもつ特徴とを考慮することが大切である。聴覚障がいのある子供が、状況に応じて主体的にコミュニケーション手段の選択と活用を図るようになるために、具体的な場面で円滑なコミュニケーションを行うことができるよう、伝わりやすい手段や伝え方について考えたり実践したりするなどの指導が必要である。

上記のア～イは、代表的な例になるため、子どもの実態によっては、上記以外の特別な指導内容も考えられることに留意することが大切です。

☆ 聴覚障がいのある子どもの教育的ニーズの整理③
～合理的配慮を含む必要な支援の内容～

聴覚障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『③合理的配慮を含む必要な支援の内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



ア
教育内容・方法

(ア) 教育内容

a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

聞こえにくさを補うことができるようにするための配慮を行う。

- 例) 補聴援助機器等の活用
- 相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段の活用 等

b 学習内容の変更・調整

音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。

- 例) ヒアリング等における音質・音量等の調整や文字による代替問題の用意
- 運動競技における音による合図を視覚的に表示 等

(イ) 教育方法

a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。

- 例) 分かりやすい板書 身振り、手話、文字等の使用 等

聞こえにくさに応じた環境構成を図る。

- 例) 座席の位置 話者の音量調整 等

b 学習機会や体験の確保

言語概念が形成されるよう体験したことや事物と言葉とを結び付けるよう配慮して指導を行う。 等

c 心理面・健康面の配慮

周囲の話し声や音などの情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。 等

イ
支援体制

(ア) 専門性のある指導体制の整備

- 例) 特別支援学校のセンター的機能の活用
- 難聴特別支援学級の活用
- 医療機関等の専門性を活用
- 親の会等との連携による、学習会や交流会の活用

(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

例) 使用する補聴器・人工内耳や多様なコミュニケーション手段について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

(ウ) 災害時等の支援体制の整備

例) 放送等による避難指示を聞き取ることができない子供に対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。

(ア) 校内環境のバリアフリー化

放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。

例) 教室等の字幕放送受信システム 等

(イ) 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

教室等の聞こえの環境を整備する。

例) 絨毯(じゅうたん)・畳の指導室の確保

補聴援助機器を活用するための Bluetooth 機器との接続

行事における進行次第・挨拶文や劇の台詞(せりふ)等の文字表示 等

(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

上記ア～ウは、代表的な例であり、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子どもの実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意することが大切です。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例(聴覚障がい) Word版

以下の資料は、聴覚障がいのある子どもの教育的ニーズを整理するための三つの観点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。

1 聴覚障がいのある子どもの教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 聴覚障がいの状態等の把握		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	聴覚障がいの状況	
	現在使用中の補装具等	
心理学的 教育的側面	発達の状態等に関すること	
	身体健康と安全	
	保有する聴覚の活用状況	
	基本的な生活習慣の形成	
	運動能力	
	意思の相互伝達能力	
	感覚機能の発達	
	知能の発達	
	情緒の安定	
	社会性の発達	
	本人の障がいの状態等に関すること	
	障がいの理解	
	障がいによる学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	
	自立への意欲	
	対人関係	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	
	諸検査等の実施	
	個別式検査の種類	
	発達検査	
	検査実施上の工夫等	
	検査結果の評価	
	行動観察	
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握	
集団生活に向けた情報、成長過程		
② 聴覚障がいのある子どもに対する特別な指導内容		
就学前		
聴覚の活用に関すること		
言葉の習得と概念の形成に関すること		
言葉を用いて人との関わりを深めたり、知識を広げたりする態度や		

習慣		
義務教育段階		
自分の障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること		
他者の意見や感情を理解することや集団への参加に関すること		
保有する聴覚の活用やその補助手段及び代行手段の活用に関する こと		
意思の疎通を図るための言語の受容と表出に関すること		
生活や学習に必要な言語概念の形成や言語による思考力の伸長に 関すること		
コミュニケーション手段の選択と活用に関すること		
③ 聴覚障がいのある子どもの教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方法	(ア)教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配 慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ)教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
イ 支 援 体 制	(ア)専門性のある指導体制の整備	
	(イ)子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るため の配慮	
	(ウ)災害等の支援体制の整備	
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア)校内環境のバリアフリー化	
	(イ)発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができ る施設・設備の配慮	
	(ウ)災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入 れ体制	特別支援学校(聴覚障がい)の状況	
	小・中学校の状況	
本人・保護者の 希望	希望する教育の場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障がいの有無と障がい種		

参考・引用：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的二
ーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月）